

[別紙]
様式1

事業報告書

(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 楠田歯科診療所
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄のを塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 長崎市城山町19番5号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成8年9月19日
- (4) 設立登記年月日 平成8年10月3日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	楠田歯科診療所	長崎県長崎市城山町19番5号	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務) 該当なし
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務) 該当なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年8月22日 令和3年度決算の決定
 令和4年8月22日 令和4年度の借入金額の最高限度額の決定
 令和4年8月22日 理事報酬額改定

法人名 医療法人 楠田歯科診療所

所在地 長崎市城山町19番5号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸借対照表

(令和 5年 6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	9,385	I 流動負債	1,788
II 固定資産	12,753	II 固定負債	11,667
1 有形固定資産	10,668	負債合計	13,455
2 無形固定資産	550	純資産の部	
3 その他の資産	1,535	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	△ 1,317
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	8,682
資産合計	22,138	負債・純資産合計	22,138

法人名 医療法人 楠田歯科診療所

※医療法人整理番号

所在地 長崎市城山町19番5号

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 7月 1日 至 令和 5年 6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	38,193
2 事業費用	39,431
本来業務事業損失	1,238
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	1,238
II 事業外収益	835
III 事業外費用	122
経常損失	524
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	524
法人税等	71
当期純損失	595

様式 2

法人名 医療法人 楠田歯科診療所

所在地 長崎市城山町 1 9 番 5 号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 5年 6月30日現在)

1. 資 産 額	22,138 千円
2. 負 債 額	13,455 千円
3. 純 資 産 額	8,682 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	9,385
B 固 定 資 産	12,753
C 資 産 合 計 (A + B)	22,138
D 負 債 合 計	13,455
E 純 資 産 (C - D)	8,682

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 楠田歯科診療所

理事長 楠 田 穰 殿

私は、医療法人 楠田歯科診療所の令和4年会計年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年8月16日

医療法人 楠田歯科診療所

監事 金子 修 司